

令和5年度 第3回 被害者保護増進等事業に関する検討会
議 事 録

I. 日 時： 令和5年12月8日（金）13:00～15:00

II. 場 所： 中央合同庁舎3号館9階（国土交通省）海事局内第5会議室（一部委員はWeb参加）

III. 出席者（敬称略、50音順）：

○委員（有識者）

古笛 恵子	弁護士（Web参加）
佐々木達也	読売新聞東京本社論説副委員長（Web参加）
佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院教授（Web参加）
竹川 正記	毎日新聞社論説副委員長
戸崎 肇	桜美林大学航空マネジメント学群教授（Web参加）
福田 弥夫	日本大学危機管理学部教授
藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授（座長）
槇 徹雄	東京都市大学理工学部教授
麦倉 泰子	関東学院大学社会学部教授（Web参加）

○委員（関係団体）

小沢 樹里	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会 代表理事（Web参加）
加藤 憲治	一般社団法人日本自動車会議所 保険特別委員長
（代理出席 山岡 正博 専務理事）	
金子 晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会 会長
桑山 雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会 代表（Web参加）
古謝 由美	NPO法人日本高次脳機能障害友の会 監事（Web参加）
坂口 正芳	一般社団法人日本自動車連盟 会長（Web参加）
（代理出席 柴田 年輝 交通環境部長）	
徳政 宏一	NPO法人日本頸髄損傷L i f t N e t 理事長

○オブザーバー

金融庁 監督局保険課
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省 医政局 地域医療計画課
一般社団法人日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
独立行政法人自動車事故対策機構
損害保険料率算出機構

○国土交通省

鶴田 浩久	物流・自動車局 局長
久保田 秀暢	物流・自動車局 次長

住友 一仁 大臣官房審議官（物流・自動車）
出口 まきゆ 物流・自動車局 保障制度参事官室 参事官 他

IV. 配布資料：

議事次第
委員等名簿
資料1 令和5年度補正予算 概要
資料2 令和6年度予算要求 概要
資料3 今年度の自賠制度周知等の取り組みについて

V. 議事内容：

事務局（新谷課長補佐）

ただいまより、令和5年度第3回被害者保護増進等事業に関する検討会を開催いたします。皆様方には大変お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室の新谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本検討会は公開することとしており、報道関係の皆様も傍聴しておられます。あらかじめ、ご承知おきをいただければと思います。ご出席の委員の皆様方のご紹介につきましては、審議時間の制約もございますので、出席者名簿の配布をもちましてご紹介に代えさせていただきます。一部の委員の方につきましては、オンラインでのご参加となります。なお、加藤委員におかれましては所用の為ご欠席となり、同じく（一社）日本自動車会議所より山岡専務理事に代理出席をいただいております。また、坂口委員におかれましては体調不良によりご欠席となり、同じく（一社）日本自動車連盟より柴田交通環境部長に代理出席をいただいております。国土交通省からは鶴田物流・自動車局長以下が出席しております。なお、鶴田局長ですが他の公務の為、途中退席とさせていただきます。ご了承賜ればと存じます。

続きまして、事前にお送りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。議事次第、出席者名簿の他、資料1から資料3は全てございますでしょうか。漏れがございましたら事務局までおっしゃってください。

それでは会議中のお願いでございます。オンライン参加の委員の皆様におかれましては、基本的にマイクをミュートに設定していただき、ご発言を希望される際にチャット機能でお知らせください。座長より指名がありましたらミュートを解除しご発言いただくようお願い申し上げます。会場参加の委員の皆様におかれましては挙手をいただき、座長より指名がございましたらご発言いただくようお願い申し上げます。また、本日の検討会は全て公開の形で行いますので、よろしく願いいたします。

それではこれより議事に移りたいと存じます。会場にお集まりの報道関係者の皆様はご退席をいただきます。

本検討会は、被害者保護増進等事業に関する評価、検証等を行うことを目的としておりますが、本検討会においても自賠制度の在り方について広く意見を伺うということで、今後の自動車

損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会を発展的に解消させていただきますので、多様なご意見を賜りますと幸いに存じます。

それではここからは藤田座長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

藤田座長

ここからは、私が議事の進行を務めさせていただきます。まず、議題の2及び3について事務局からご説明いただき、その後、議題4としてご意見、ご質問の時間を設けさせていただきたいと思っております。それでは事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局（出口参事官）

事務局の保障制度参事官の出口でございます。

まず、議題2の予算についてということで、資料1でございます。先日決定いたしました、令和5年度の補正予算と現在要求中の令和6年度の当初予算についてのご説明です。

まず、資料1が令和5年度の補正予算の概要です。令和5年度の補正予算における自動車事故による被害者等支援対策としまして、11月2日にデフレ完全脱却のための総合経済対策が閣議決定されております。その中に自動車事故による被害者救済対策が盛り込まれておりまして、補正予算としましては11月10日に閣議決定された13.1億円、繰戻しが再開されてからの補正予算としましては過去最大となっております。中身としては、下に2つ囲みがございますが、1つ目は、看護・介護人材の緊急確保に係る支援、新規雇用職員についての人件費支援を行うものです。2つ目がナスバで運営しております療護センターですが、こちらでの様々な機器が老朽化しており急ぎ更新を要するものがございまして、これらの更新を行うものです。

1枚おめくりいただきまして、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しです。今回13.1億円が繰戻しで戻っております。令和6年度につきましては後ほどご説明いたしますが、現在要求中です。早期かつ着実な全額の繰戻しに向け、大臣間合意を踏まえつつ引き続き事項要求を行っているという状況です。

続きまして、令和6年度の予算要求、こちらは現在、要求の最終作業というところですが、こちらのご説明に移らせていただきます。

1枚目ですが、事故対策勘定の要求内容といたしましては、歳入の大きな内訳としましては、今般制度改正して頂戴しております賦課金で100億円、積立金の取り崩しと一般会計からの繰戻しで100億円、ひき逃げや無保険車対策等を行っております保障事業その他で30億円、全体で230億円規模となっております。右側の歳出をご覧いただきまして、このうち保障事業分を除きました200億円のうち、被害者対策が140億円、事故防止対策が60億円となっております。

ただいまご説明した被害者等支援対策のうち、主な概要のご説明です。大きく5つ項目を記載しております。

1つ目は、千葉療護センターの機能強化です。こちらにつきましては、リニューアル予定ということで、令和8年度からの工事を予定しておりまして、令和6年度、令和7年度に設計を行っていきます。被害者の方々の様々なニーズへの対応を踏まえ、単なる老朽化対策にとどまらず、しっかりとリニューアルに向けて検討を進めていくための予算ということで要求しております。

2つ目が被害者支援体制等の整備事業です。グループホーム、居宅介護事業所を開設する場合や、介護人材の確保、高次脳機能障害の方の支援、そういった様々な事業を行っております。検討会、ワーキンググループでも執行などについて様々ご意見を頂戴しております。より改善していくために工夫を凝らしながら、現在、執行と予算要求を行っている状況です。

おめくりいただきまして、被害者等支援対策の充実②と書いてある資料でございます。

1つ目がナスバで行っております介護料の支給事業、その下、真中の段ですが、被害者・遺族等団体の相談支援ということで、今年から開始した事業です。小沢委員、徳政委員にもご協力いただきありがとうございます。こちらにつきましても引き続き、深夜にも及ぶご相談にボランティアで相談に乗っていただいている団体の方々の負担を少しでも軽減することで支援を継続できるようにということで、引き続きの要求を行っております。

最後、事故被害者へのアウトリーチ、ユーザー理解の促進です。去年、制度改正を行った時よりも規模感を減らしておりますが、引き続きしっかりやっつけていかねばならないということで、引き続き要求を行っているものです。

1枚おめくりいただきまして、自動車事故発生防止事業の充実・強化です。こちらにつきましては、上の（ア）、自動車運送事業の安全総合対策事業ということで、ASVの普及促進、デジタコ、ドラレコの導入支援、それらを活用した安全運転教育にかかる支援というものを引き続き行っていく予算を要求しております。

またナスバで実施しております自動車アセスメント事業につきましても継続ということで要求しております。

（ウ）の自動車事故発生防止事業のさらなる充実・強化です。こちらにつきましては新規と表題にあるのは、軽貨物自動車等に係る自動車運送事業の安全対策ということで、物流の2024年問題につきまして、物流・自動車局としまして制度改正を含めた様々な対策を行っている一環としまして、軽貨物の運送事業についても安全教育等を行うための予算を要求しているものです。

予算につきましてのご説明は以上でございます。

続きまして、広報につきまして、附帯決議や勘定の検討会でもしっかり継続してやっていくべきというご指摘をいただいておりますので、こちらの現状の報告に移らせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、まずはユーザーの方への自賠制度そのものの認知度向上の取り組みです。上の水色の部分ですが、今年度は年度当初に、ドライバーの方が多くいらっしゃると思われる高速道路のサービスエリア等での集中的な広報を行なうとともに、開設しました特設ポータルサイトへの誘導などの取り組みを継続して実施しております。また、関係機関、団体等からのご協力を頂戴しながら実施しており、具体的には左側ですが、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア等におきまして、集中期間だけではなくて、出来る限りデジタルサイネージの広告を出していただくということ、ポスター、チラシにつきましては時期を限定せず、1年を通して掲示や置いていただくということ、この秋から始めております。道の駅や、以前の検討会でも教習所や警察の免許センターに置けないかというご意見を頂戴しておりましたので、警察にもご協力いただきまして、教習所などにもポスターの掲示やチラシを置いていただくということ、この秋から始めています。また、自動車関係団体にご協力いただきまして、ディーラーにも順次置いていただいているという状況でございます。引き続きそういった取り組みを進めていければと思っております。

右側は昨年からやっていることの進捗状況ですが、損保協会にご協力いただきまして、自賠責の契約を更新したときにチラシを入れるということで、引き続きやっていただいているところです。また、自賠証に特設サイトに飛ぶQRコードを載せており、新しい自賠証は全てこれが載った形で発行されているという状況です。また、被害者ノートも、委員の皆様から色々な配布先をご提案いただきありがとうございます。順次、配布させていただいております、引き続き配布を進めています。ここまでが一般的な自賠制度の周知です。

2 ページ目が無保険車対策です。これまでは主に原付、車検がないため更新を忘れることで無保険になっているという事例が多い、そういう車につきまして、無保険車対策の重点月間ということで例年9月にやっておりました。今年度は、電動キックボードの話もありましたので、そういったことを意識しつつ自賠責加入を促す取り組みを行っております、左側のポスターが今年度のポスターです。『なくそう、うっかり更新忘れ』というキャッチフレーズでポスターを作りまして、あちこちに掲示するとともに、ガソリンスタンド等でデジタルサイネージによる広告を実施しております。また、右側ですが、全国ネットワークのラジオ番組におきまして、審議官の住友が出演させていただきまして、注意喚起を行ったりCMを流したりしているところです。

下の水色、その他というところですが、自賠責の有効期限切れの注意を促す特設サイトを元々の特設サイトにぶら下げる形で開設するとともに、これまでのドライバー以外、電動キックボードなど、ガソリンを使わないドライバーもおられますので、WebやSNSを活用し、関連ワードによるターゲティング広告を出すとか、警察と連携しての街頭検査、関東近辺ですがチラシを配るということも進めております。

3 ページ目ですが、ナスバの知名度向上に向けた周知活動です。ナスバの活動があまり知られていないというご指摘を色々と頂戴している中で、ナスバでも取り組んでいます。左側が、運送事業者に対してこういった活動をやっておりますという周知活動の一環として、この10月に安全マネジメントセミナーというものを実施しております。審議官の住友と警察庁の小林審議官の対談形式で、例年一方的に担当課長が話すという形が多かったのですが、より分かりやすくということで基調講演を実施したり、「あいの会」の松永様にお越しいただきまして特別講演をしていただいたということで、NHKにも取り上げていただいたりして記事になりました。こういった形でのナスバの知名度向上を図る、また安全性向上を促すとともに、右側は純粋な周知活動ですが、一番上が沖縄の事例です。タクシーの日に合わせてラジオに出演させていただいたり、真ん中が熊本ですが記念イベントということで自動車アセスメントの車両の展示等を行ったり、一番下はJリーグのサンフレッチェ広島にご協力いただきまして、ホームゲームの際、スタジアムにブースなどを出したりしております。

最後のページですが、ナスバでアニメーションを作成しまして、ナスバがこういう活動をしているということを親しみやすい形での動画ということで、ナスバのYouTubeで流しているものです。なんとなくストーリーが分かる様な形で、左上から順にご覧いただければと思いますが、こういった動画なども作成しております、国土交通省としても今後も引き続き、ナスバの知名度向上に向けた周知活動を一緒になって取り組んでいきたいと思っております。事務局の説明は以上でございます。

藤田座長

ありがとうございました。では、議題4の意見交換の時間とさせていただきます。これまでのご説明についてご質問やご意見がありましたらお願いいたします。なお、冒頭に事務

局からご説明がありました。ご発言を希望される際には、オンライン参加の委員におかれましては、基本的にマイクをミュートに設定していただき、ご発言を希望される際にはチャット機能にてお知らせください。こちらから指名させていただきますので、指名されましたらミュートを解除してご発言をお願いします。会場参加の委員の皆様におかれましては挙手いただき、指名されましたら、ご発言をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

では福田委員をお願いします。

福田委員

福田でございます。まず、考える会として11月30日に財務副大臣に陳情してまいりました。12月4日は国土交通大臣に繰戻しのお願いをしています。考える会の座長としましては、今回これまでの最高額が補正で戻ってきていますので非常に心強く思っております。これまでは100年かかるという話だったものが、やっと2桁まで来たなと思うのですが、まだまだ道は遠いという気がします。着実に進んできているということと、財務副大臣の赤澤さんが運輸省出身ということで、非常に良く分かっていますということで、非常に力強く感じました。国土交通大臣も、いつも心配してくれて本当にありがたいと思います。

藤田座長

ありがとうございました。少しずつですけれど、着実に実績が上がっているのは大変喜ばしいことだと思います。今後も是非続けていただきたいと思います。

事務局（出口参事官）

しっかりやっております。よろしくお願いいたします。

金子委員

自動車総連の金子です。私からは予算の関係で2つ、広報関係で1点、意見を申し上げたいと思います。

1点目は、福田先生がおっしゃったことと同じで、過去最高で73.1億円ということでありがたいと思っておりますが、我々の立場から言えば、まだ5,867億円残っていますので、早期の返済に向けたしっかりした計画、我々が生きている間に何とか目途をつけていただけるように、言い続けることは大事だと思いますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。それが1点です。

2点目は、来年度予算の関係で、ページで言うと4ページの自動車事故発生防止事業の充実・強化の（ウ）のところですが、ここは2行ですべてを集約しているということですが、これまで議論させていただいた高齢者の支援というようなそういう使い方に関して、自賠責のためのユーザーから頂戴したお金を使うべきかどうかということ再三提起させていただいたと認識しています。今回、もうまとめの段階なのかもしれませんが、文字だけで予算額もなくさっと行くよりは、元来ユーザーからしても透明性、丁寧さが今後の賦課金に対する理解、浸透に繋がると思いますので、ここら辺は丁寧な説明と提案をお願いできればと思います。

3点目は、広報活動はこれまでの取り組みの中で様々な活動をしていただいたことに感謝申し上げます。まだ十分なところには至っていないと思いますが、少しずつこういったマ

インドが広がりつつあるのではないかと思います。今後、これも継続的にやっていくべきことだと思うのですが、今は出来ることはなんでもやっつけてしまえという感じでやっていますが、私も自動車会議所の山岡専務理事も職場時代は宣伝部におりまして、広告に対する費用対効果には結構知識があるものですから、今後はどういうターゲットにどういうことを求めてやっていくか、出来れば定点観測といいますか、お金をかけずにそういったことをやりながらより効果的な対応を検討いただければと思います。

藤田座長

3点ございました。1点目は、繰り返しについて引き続き頑張ってくださいということですね。3点目は、広告の効果について定点観測するなど、今後も注意して良く見ていってくださいとのことです。2点目は、これまで金子委員からご指摘があった話で、高齢運転者等の事故防止対策としての免許返納の利用などについては、被害者保護増進事業のお金でやることの適切さ、透明性というものを確保するように努めてほしいというご要望だと思います。来年の予算を変えろという趣旨ではなくて、今日のご発言は丁寧な説明をしてほしいということだったと思いますが、現段階で説明できることがもしあればお願いします。

事務局（出口参事官）

事務局でございます。担当課の旅客課にも確認しておりますが、今回検討会で色々ご意見頂戴していた中で、そもそも絞ったにしてもというご意見だったと思うのですが、何でもかんでも公共交通全般に支援するという話は自賠のお金を使うべきではないのではないかというご意見を頂戴していたかと思います。その中で今回事業を実施するにあたって、先だつての検討会でも担当である旅客課が説明しておりましたとおり、まずその免許返納をきっちりと確認できる形での制度設計とした上で、さらにその効果をどう探っていくかというところで制度設計に時間を要してしまい、実質的には今年度の秋から事業を開始しているという状況でございます。制度設計に時間を要してしまったということもありまして、どういった形で検証していくかというところにつきまして、また先ほど会長からご指摘頂戴しました、どういうことにどのように使っているのかということにつきまして、効果検証のときにご指摘いただいた内容をご説明させていただければ、と思っております。

事業といたしましては、そもそもどういう効果があったのかということをしつかりと見て行く必要があるかなと思っておりますが、またそちらも含めまして、検討会でご説明を差し上げてご議論いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1点目につきましては引き続き頑張ってもらいますので、よろしく願いいたします。

3点目の広報についてのご指摘は、やれることを片っ端からと言う部分はございます。どうしても予算に限りがあるので、まずその中で当たれる先に全部当たり、ポスター掲示するなど、そういう形のものが多くなってしまっているのですが、ご指摘のとおり、どういった形が、効果があるのかと、今までどの層に届いて、届いてない層に届けるためにどうするのが良いのか、そういったことも含めて検討してまいりたいと思っておりますし、そういった時に、どうしても自動車関係団体のお力をお借りするなど、金子会長も、山岡理事もご経験されたということですので、そちらの知見もぜひ併せて頂ければと思います。よろしく願いいたします。

事務局（住友審議官）

私からも1点追加で申し上げますと、2点目の件は以前から会長からもご懸念を示されていると我々も十分承知しておりますので、費用対効果がしっかり見える形で検証していきたいと思えます。他方で、出口から申し上げたとおり、この予算そのものについては、実際の事業としてのスタートはつい最近のことと聞いていますので、しっかりした検証を行うためにもある程度時間をかけて、逆に言えばしっかり事業を進めさせていただいて、その上で、改めてお示ししたいと思います。その時にはしっかりと見える形で、先ほどのご懸念が無いような形でお示しできるようにしたいと考えております。

藤田座長

その他何かご意見、ご質問はございますか。榎委員どうぞ。

榎委員

(ウ)の新規の所ですが、2点あります。昨今、運転者が車を暴走させて色々なところに突っ込んでくるというのもあるのですね。歩車分離の考え方、歩行者と車の分離の考え方を、新規の中でも検討されようとしているのかもしれませんが、案として入れていただけないかというのが1点。

(イ)の中でも謳われているのですが、ペダルの踏み間違いの事故がかなりメディアに出ているのも事実かと思えます。そうすると、実際に新車の性能をチェックするだけではなくて、ペダルの踏み間違いにどういった対策をするのか、免許返納もかなりされていると思うのですが、その他に追加項目は無いのかという点を将来課題として追加していただけないかと思えます。

藤田座長

ありがとうございました。2点ご意見ございましたが、何か現段階でご返答があればお願いします。伺って将来に活かすということでも結構ですが。

事務局（出口参事官）

頂戴したご意見、歩車分離になりますと、関係部局、関係省庁とも、今どういう政策を行っているか、いま進めている施策があればそちらでということにもなるかと思えますので、引き続き検討させていただければと思います。踏み間違いは、ASVなどですでに支援しているかと思うのですが。

榎委員

新車に関しては、性能比較ということでASVの予防安全性評価の8項目というのはかなり充実していると思うのですが、こういった踏み間違い装置のない車も結構ある状態で、そういった状態+高齢者、キーワードが2つ重なるとかなり事故が発生しているのも事実なので、そういう意味で、この新規の中で、新型車以外の古い車に対してどう考えていくのかということですね。ここでやるのかどうか別なのですが、将来課題として考えないと事故件数も多いのではないかと思いますので、お願いできればと思います。

事務局（出口参事官）

ありがとうございます。今のメニューとしては、使用中の車に対してというものは無いのですが、安全対策としてどういうことができるのかということは、ご指摘を踏まえまして、関係課とも引き続き検討していければと思います。ありがとうございます。

山岡委員代理

中古車とかにも踏み間違いの装置はつけられるようになっていますが、なかなか進まないんですね。そこを何とか考えていただければ。

事務局（久保田次長）

踏み間違い事故について、おっしゃるように装置が付いていない車はどうするのかということについて、1つは（踏み間違い防止装置がない車両を含め、）事故分析センターにおいてどういった装置が事故防止に役立っているのか分析を行っておりますし、後付けに対する補助があったりしましたがけれども、新車の伸びが大きく増えてきたところで補助が一旦終わっているの、これからどうしていくのかはまさに今考えているところなので。そういうASVの事業の中でどうしているのか、あるいは使い方ですね、警察とも相談しなくてはいいませんが、装置の付いていない車を安全に運転してもらうためにはどうしたらいいのか、これはまた勉強していきたいと思っております。

藤田座長

免許返納以外の安全対策として、新車以外のものについても、何か考えられることは無いか検討していただきたいということでしょう。今後の施策の検討に、ご意見を反映させるようにしていただければと思います。そのほか、徳政委員お願いします。

徳政委員

被害者支援体制等の整備事業について、グループホームとか居宅介護事業所の開設ですが、私自身が11月に訪問介護事業所を開設しました。その時に感じたことがあります。もともとある会社であれば、社員はあまり感じないのかもしれませんが、新規で何かをしようと思ったときに、届出などものすごい量があります。特に介護事業では、一つの届出に半年かかるけれど、別の届出は2日で終わるとか、そういうものがたくさんあります。一言一句間違えてはいけないと要求されるのです。となると専門家に任せるしかない。開設するのに専門家に任せるのはそれなりにお金がかかる。開設ということは初めて参入するので、ここがスタートラインになるわけです。従業員の人件費も必要ですが、こういうことに係る経費も非常に重要だと思います。実はまだ請求書が来てないのですが、いくら払わなくてはいけないのか非常に心配です。行政書士の他にも、社会保険労務士、登記するには司法書士、税金を払うとなると税理士がいる。そういったことも、新規参入する場合に関係あるなど。私の場合、自動車事故被害者が自分でつくるというレアケースであると思うのですが、でも実際には1番大変。多分社員が入っていると、最初からその制度が作られているから何とも思わないですけど、だから社長って偉いなと思ったんです。やっぱりそういったところというのは非常に重要なところなのかなと思います。

また遺族団体、被害者団体の相談支援への支援事業、これは私ども本当にありがたいと感謝しています。今まで夜中の電話は名乗らない方が大半です。名乗りたくない方もいらっしゃるの、そういった方のお話を夜中に1時間とか2時間とか平気で聞かなきゃいけないわけです。でも、これはしていかなくてはならないことなので、それに対しての支援が出るのはものすごくいいのですが、番号が050なのです。世の中050は怪しい番号が多くて悲しいのですが、でもこれを何とか払拭したいので、私も自分のFacebookとかにどんどん050に電話してくださいと書くのです。そのようにしないとイメージは変わっていかないので。それと、この事業に選定されている団体がたくさんあると思うのですが、一度そういう団体を集めて、共通認識を持たせた上でこの事業に参加をしてもらわないと、お金を配っている事業になってしまう可能性がゼロではないということを感じています。真面目にやっているところとそうでないところが出てきてしまう。これは私たちにとってすごく重要なので、だからこそ、そういったこともお願いしたいと思うところです。以上です。

藤田座長

ありがとうございました。被害者支援体制等の整備ということで、なかなか思いつかないような視点からのご指摘を頂戴したわけですが、回答あればコメントしていただければと思います。あるいは将来こうしたいということでもいいと思いますが。

事務局（出口参事官）

ありがとうございます。各種申請については、相談支援の手続きについてもいろいろご意見を頂戴しております。厚労省が一言一句間違えてはダメというところは、私どもも初めて聞きましたが、そういうお話を頂戴したということは関係者にも伝えたいと思います。立上げの時の支援、本当に困る部分は、全く見えていない部分ですので、そういったお話なども今後も頂戴したいと思います。実際、どこまでどういう支援ができるかというところは、頂戴した知見も踏まえて、出来るだけ有意義な支援を考えていければと思います。

相談支援の件、050は怪しい番号ということですが、ナスバでも番号を案内しております。ナスバの知名度向上も合わせてということだと思いますが、広報の在り方についてはナスバとも相談していければと思っております。支援についてはありがたいという温かいお言葉を頂戴しありがとうございます。共通認識とか、どういう形で事業を進めていくのが一番有効にできるのかということにつきましては、今年1年続けまして、本日頂戴したご意見などを踏まえて来年度の執行などにも活かしていければと思います。よろしく願いいたします。

徳政委員

介護事業って、ヘルパーさん達が頑張るじゃないですか。普通の会社であればその月に集金してその月に収益が上がるのですが、介護保険では2か月後です。これが初回となると自己資金でやらなくてはいけなくなりますので、夫婦仲が悪くなります。自治体によってすべて手続きが違うので、広島でも一つのは半年かかる、一つのは2日で終わるという統一感の無さが悩ましいところで、その間が半年なら利用者の方は待っているわけで、サービスを受けられない期間が半年というのは大ごとです。その為に、私たちは他の事業所に振って何とか回してもらって

います。手続きの統一感の無さはどうしても出てくる問題なのではと思いますが辛いところです。開業して分かったというところです。

事務局（住友審議官）

今のお話は、まさに徳政さんにこうしてご出席いただいて直接伺うことによって我々も知るところが大きいと思います。介護料受給者の支援に関しても、訪問支援に項目を追加し、必要などころに必要な支援が行くようにと常に考えていますが、まさに今日貴重なご意見を頂戴して、例えば立ち上げの時の大変さとか十分わかっていなかったところについても必要な支援があればその部分も含めて考えていく。柔軟に必要なところに手を打てるようにというのが趣旨だと思いますので、しっかりやっていきます。

遺族団体、被害者団体の方の支援についても、警察にいるときに犯罪被害者支援団体の方々の支援施策に取り組んでいた時期がございまして、同じような悩みがあります。一つはなかなか信頼してもらえない、電話番号だけではなくて、これはどんな団体なんだと思われてしまう。警察にいたときには警察がバックアップなどしていましたが、公的なお墨付きというか、後ろ盾があるという、広報するとき公的機関と合わせてやっていくとかいろいろなやり方で信頼性を上げていくことが大切かと思います。どうしても濃淡がある、それは犯罪被害者支援でも同じです。そういう意味では横の連携とか、これだけ皆さんに頑張らせていただいていますので、それぞれの団体の皆さんだけではなくて、横のつながりとか何かできないか。縦と横でいろいろ工夫しながら、またご意見頂戴したいと思いますが、進められる施策を進めていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

徳政委員

よろしくお願いたします。

藤田座長

今後も色々な、具体的なご意見頂戴できればと思います。オンラインの方で手を上げておられる方がいらっしゃると思いますが、会場の方よろしいですか。それでは小沢委員お願いたします。

小沢委員

言いたいことが5点あると思っていたのですが、今のお話で6点お話しさせていただければと思います。

1点目がポータルサイトについてですが、見つけにくい、内容が分かりにくい、字の羅列が多い、ということで、結構多くの方からご連絡いただいています、どこから行くのかっていうところで、QRコード、車検証に付くということでしたが、赤い文字で書かれてはいるのですが、それがしっかりと被害者の支援に繋がっているのだというところを、ぜひ文言として大きく出していただければと思います。

2点目は、先日山口県に行って、あいの会で講演させていただきましたが、会場の市役所にナスバの方もいましたが、市役所の中に自賠責のポータルサイトや、そのチラシとかも一切ないですし、ナスバ関連の資料が全くなかったです。せっかく取り組みをされているので、ナスバが行く場所、行く場所にナスバの取り組みを置いていただければと思いました。

3点目は、日本在住のアジア系の方の白タク問題をちょっと私は懸念してまして、現在のタクシー業界の方って、公共交通機関のエッセンシャルワーカーなわけですよ。その方たちの本来の仕事を取り上げて、白タクの方が、もう中国とかだともうその白タクもセットでレンタルについてくる。さらに言うと、例えばバイクとかで運用してナンバーについては、有効な車検のあるものを取り付けて行くとか、そういうことをしているらしいです。要はもう車検切れになった車について、ナンバーだけ変えてやるというような違法行為もあるみたいです。

この白タクの問題は、国土交通省でも取り上げてほしいなと思っていて、タクシー運転手の年齢が80歳まで引き上げられましたが、やはりそれは2種免許をしっかりと持っている上で引き上げているわけですから、そこは働く人の場所を保障するというようなサポートをしていただきたいと思います。今の状態だと、無免許もそうですし、自賠責にも入ってない白タクが問題となっています。こちらは、ある協会が声明文も出しているようで、全国自動車交通労働組合連合会も出しているみたいです。白タクや、保障がされてない車に乗ることでの性被害とか、その他の犯罪にも繋がりがかねないところからも、白タク問題に関しては、日本は免許を持ってないと乗れないということを明確に指示していただきたいと思います。ウーバージャパンがどんどん取り組みを進めていますけれど、だとしたら2種免許は必要無いですよね。無免許、無車検、無保険、そこに自賠責がないという状態は作っていただきたいくないので、対策をしていただきたいと思いません。

4点目ですが、先程も榎委員からご発言がありました。逆の方面で80歳までタクシーの運転手さんの年齢が引上げになった。2種免許持っていらっしゃるから、私は意義があると思っています。本当に健康な高齢者の方であれば問題ないのですが、毎日何件も何件もニュースでどこそこに突っ込んだ、何に突っ込んだ、人に突っ込んだ、病院に突っ込んだというのがあって、私は高齢者を加害者にも被害者にもして欲しくないなと思います。その中で、ペダルの踏み間違いもさきほど出しましたが、新車の購入率と中古車の購入率を考えた時に、やはり中古車の方が買うニーズが多いです。そこでのサポートや、ドライブレコーダーをつけていただくなど、踏み間違い防止装置を付けていただくというような、補助金だけではなくて、明確なポスターみたいなものを作っただけならありがたいと思います。高齢者の問題をなぜ私が強くいうかということ、松永のこともありますけれど、それ以前にあいの会には高齢者のご家族からのご相談が非常に多くて、「うちは警察にも相談したんですけど、全然運転をやめてくれないんだ」ということを言われてしまうんですね。なので、明らかに危ない、明らかにおかしいとかという方に対してのサポートをしていただきたいです。通報義務はないですが、公益通報みたいな形があったらいいなとは思っています。

5点目が、徳政委員がおっしゃっていた遺族団体、被害者団体への支援で使用している050番号は、あいの会でサポートさせていただいている方でも050にはかけたくないとおっしゃるんですね。結局、050の電話番号に信用がない。間違えても不安だし怖いから。これ本当にショックだし、私もそうなんですけど、050からの電話は絶対出ません。なんでナスバはそういうような、市民感覚を取り入れてくれなかったのかっていうこともそうですし、先ほど住友審議官がおっしゃっていたように、公の機関でのバックアップは、私もあいの会もすごく大きいと思っています。あいの会は警察庁の被害者団体一覧に出していただいている、警察庁からのお墨付きのある団体だから安心して相談ができるね、となっています。この事業は国土交通省の下ではなく、ナスバの下になっているので、そもそもナスバという知られていない団体から選定をもらって

でも、安心してくれない。そもそも被害者の安心を作るべきものなのに、電話番号や相談窓口を不安にさせてどうするのだろうか。私はこの050を見た段階から散々言ってきましたけど、一切検討がないまま進んでいるので、このまま支援に繋がっていかないのであれば、050を使用することをもう止めていいのではないかと考えています。支援していただいているのは本当にありがたいです。そこから本当にいろんな方を支援していますし、あと弁護士さんからのご相談も非常に増えました。ご相談いただいて、支援に繋げるというパターンが今非常に増えてきましたので、それはやはりナスバの信頼の証かなと思っています。であれば、国土交通省の相談支援事業としてもらいたいという気持ちもあるので、ぜひそこはご検討いただきたい。ナスバと国土交通省から支援を受けて自動車事故被害者の相談支援を行っていることにできればと思っています。

6点目ですが、先ほど徳政委員がお話ししたことに対して、犯罪被害者の皆様も一緒ですと言われたのですが、交通事故被害者も犯罪被害者なんです。それをどうか皆様にはご理解いただきたいのですが、本当に交通事故も様々あります。本当に気を付けていても交通事故に遭う方もいらっしゃるんですけど、警察の方もそうですが、行政の中にも交通事故は犯罪被害者じゃない、だから支援しない、話も聞かない、相談支援もしないって言われたことが何度もあります。ちなみに条例でお金も出たくないから相談も聞きたくないと言われました。じゃあ私たちは何のために動いているのかと言ったら、ただ単にやっぱり聞いて欲しいとか、傾聴ということが非常に重要かと思っています。ですので、やはりその犯罪被害者の舞台に、まず私たちを上げていただきたいですし、本質的に困っていること、私は車も好きですし、車社会の中で生きています。被害者救済も事故防止もしっかりと根本的に両輪体制でやっていかないといけないと思っていますが、やはりそれに犠牲になった人に対する支援っていうのは、松永も殺人予告が先日来ました。金をもらったから許せないと、そんな世の中なわけです。高齢者にお金を払わせるなんて可哀そうだ。保険に入っているのに飯塚さんは一切払うことはないのですが、こういう勘違いから殺人予告までくるということで生活が一変しているのです。そのようなことが起きるとということも含めて、私たちひとりひとりを犯罪被害者の1人として見ていただきたいと思いますし、しっかりケアをしていけるような国にしてほしいと思います。少しでもそのサポート役になれるらいいと思っています。事故防止に関して後付け装置の補助金なども以前はあったということでしたので、4点目に戻りますけれど、ぜひ高齢者問題の部分で積極的に対策を行っていただきたいなと思います。

藤田座長

いずれも被害者の具体的な視点、指摘でなかなか思いつかないような指摘でしたが、広報の関係の話が2つほどと、白タクの問題、高齢者の問題、それと信頼性確保というのは正確には何の問題か難しいですが、信頼性がないような事にどう公的なバックアップを付けるかという話、そして最後は交通事故被害者も交通犯罪被害者であるという側面をしっかりと理解すべきだという、これは呼びかけなのかもしれませんが、そういったご意見がございました。全部答えられるかどうかはともかく、事務局から、ご返答をお願いいたします。

事務局（出口参事官）

事務局でございます。小沢さんご意見ありがとうございます。

1点目のポータルサイト。去年から同じご指摘何度も頂戴しております。なかなかすぐに改善ができないというか、工夫をしてみているのですが、思うような効果が上がっていないというところ。見つけられない問題が特になかなかうまくいかないところかと思うのですが、分かりづらい、字が多いという点のご指摘ありがとうございます。役人目線で言うと減らした方なのですが、引き続き工夫して行きたいと思っておりますので、ここが分かりづらいとか、そういうところがあればご意見頂戴してまた工夫してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

2つ目のナスバの取り組みですね。せっかくの機会をうまく活かしてPRすればいいのというところ、まだ足りてない部分があるという貴重なご指摘だったかと思っております。引き続きナスバもこの検討会を聞いておりますし、私共の方でもいろいろな機会がナスバが自分自身を知ってもらうためにどうすればいいのかと。これまでナスバが出ているところだけではなく、うまくアプローチしていかないと知ってもらうことにはつながらないという問題意識は共有していると思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。こういう場所でのようなご意見がありましたらまた頂戴できればと思っております。

3点目ですね。外国人の白タク問題は保障室だけというよりは、物流・自動車局、更にはもっと大きな問題と言う点でご意見いただいたということかと思っております。外国の方、日本にお住まいの外国の方が増えてきているというのは、おっしゃる通りでして、私も自賠責の大きな事故など保険会社から報告を上げていただいているのですが、外国人が結構いるのだなと言うのは、私自身も業務の中で感じているところです。免許がないと乗れない、こちらは警察と協力してということになると思うのですが、自賠責にちゃんと入っていないといけない、そういったことをしっかりと周知していく必要は当然あると思っておりますので、中長期的にしっかりと考えていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

4番目が高齢者。事前のご説明でも、高齢になった親御さんがハンドルを放してくれないとあの会にご相談されているという話も伺って、びっくりしたのを改めて思い出しました。どういう形でできるのかということは、ハード面もあるでしょうし、ソフト面も含めて、引き続き検討して行きたいと思っております。

5点目の相談支援に使用している050番号。電話代をどういう形で支援できるか、お手間をかけずに確実にサポートできる形と言うことで今の形になったという認識ではあるのですが、やはり実際やっていただいているということで徳政さんからも小沢さんからも同じようなご意見を頂戴しています。住友も申しました公的なお墨付きというか、どういう形でこの番号が確実な番号ですと知ってもらえるのか、あるいは他のやり方がないのかも含めて、検討していければと思っております。弁護士さんからのご相談も増えたというありがたいお言葉も頂戴しましたので、より良い形で事業をしっかり進めていけるように検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後の犯罪被害者であるという認識をというご指摘ありがとうございます。実は犯罪被害者週間に合わせまして、私どもの正面玄関のスペースで、「いのちのミュージアム」さんに協力していただきまして、3名分お借りして、ピンクの自賠責のポスターとナスバのポスターと合わせ、ミニ「生命のメッセージ展」を2週間開催しております。交通事故の被害者の方も、犯罪被害者であるという意識の醸成も含めて、今後どういう形で取り組んでいけるか、引き続き考えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

藤田座長

ありがとうございました。

事務局（住友審議官）

私から1点追加でよろしく申し上げます。貴重なご意見ありがとうございます。白タク問題についてですが、これは警察の取り締まりが必要ですので、警察の力と、あとは運輸局の方でのタクシー事業への対応と、両方が連携してやっていくのがとても大切です。やっぱり特に多い所は、今まさに中国人の旅行客の話がありましたが、成田空港とかに多いので、集中的に千葉県警と関東運輸局と連携しては対策を打っていますし、さらに中国の場合は春節が観光客シーズンになりますので、そこに向かって現場の方でも工夫をして、これは大切な問題なので1回きりで終わらせのではなくて、この先対策できるようにということで対策を打とうと進めているところです。

あと最後にあった犯罪被害者との関係はまさにおっしゃる通りで、誰ももらしてはならないとか、まして犯罪と言った時にそれは殺人事件や強盗事件の被害者だけが被害者ではなくて、交通事故に遭われた被害者もそこに取り残されてはならない、というとても大切なご意見だと思います。今、出口からお話申し上げた通り、会議の後に委員の皆様にも少し見ていただけるとありがたいのですが、そこに単なるスローガンだけではなく、お亡くなりになられた方の形見の品なども出していただいて、それを目に見えるところに置かせていただいています。まさに犯罪被害者支援の一環という形でやらせていただいているということで、これから先も交通事故の被害者の方も犯罪者被害者の中に当然考えて、我々としては全体としてどうするかとしっかり考えていかなきゃいけないという意識でやれるようにということで、今後も進めていきたいと思っております。私から以上です。

小沢委員

すみません、私毎回言っているのですが、「いのちのミュージアム」のメンバーです。うちの義父と義母は入っているのでしょうか。入ってないですね。

事務局（出口参事官）

今回お借りしている3名の方の中にはおられません。

小沢委員

その取り組みとか、ぜひツイッターとかにも載せていただきたいですし、ナスバの取り組みもそちらにお願いしたいです。また、そういうところは是非、徳政さんであったり、桑山さんであったり、古謝さんとか、私とかの小さなメッセージみたいなものを、展示していただけたらと思っています。交通事故の被害者は遺族だけではないということを私は知ってもらいたくて。うちも家族4人被害にあって、2人がその「いのちのミュージアム」のメッセンジャーです。義父と義母は山口のメッセージ展に行っていたのでここにはいないのだろうと思うのですが、ただ、やっぱり飲酒運転とか、どんな運転で、暴走で、とか色々あるので、そこにしっかりと目が行くようにしていただきたいなっていうのと、このメンバーをしっかり使ってほしいなとか、私が言うのはおかしいですが、たぶん徳政さんとかもきっとそう思ってらっしゃるの

ではないかなと思うのですけれど。素晴らしい活動をされてきた方ばかりなので、私が言うことではありませんけれど、ぜひ声を届けさせていただけたらありがたいと思うので、メッセージボードの国土交通省版を作っていただけないかと思います。そして、来年度の犯罪被害者週間の時には、是非ミニメッセージ展プラス国土交通省版のメッセージボードのような形でやっていただけないかと思います。よろしくお願ひします。すみません、長くなって失礼いたします。

藤田座長

この点も、ご検討お願ひいたします。

事務局（出口参事官）

後半でおっしゃっていたそのちょっとしたメッセージ、事前説明の時にもご意見頂戴しておりました、実はどういう形でやろうかというところで、確か、その時にも明るいトーンでというようにおっしゃり方をしていただいたかと思うのですけれども、そういう形でいろいろなメディアとかにも載せられないかみたいなことを含めて、検討しております。中身が煮詰まってなかったので今回の検討会でのご報告に載せるまで至ってないのですが、そういうことを進めております。うまくいきそうということであれば、それぞれまた声掛けさせていただければと思いますし、今日いただいたメッセージボードみたいな形と言うのも確かにあるなど。私どものところに展示してもなかなかとってしまうので、もうちょっと大きいところに載せられないかな、という頭でつい考えてしまっているのですが、そういうお言葉も頂戴しましたのでそういった方向も引き続き検討させていただきます。ありがとうございます。

小沢委員

ありがとうございました。

藤田座長

発言を求められた順に従って、ご発言いただこうと思っております。麦倉委員、山岡委員代理、桑山委員、古笛委員の順だと思っておりますので、まず麦倉委員からお願ひいたします。

麦倉委員

私から、3点あります。まず補正予算について質問ですけれども、看護介護人材の緊急確保に関する予算支援ということで、人件費の支援が書かれています。この補助率についてですけれども、入所施設グループホームに関してですが、交通事故の重度後遺障害者は1人でも入所していれば対象になるということなのか、それとも人数に応じて補助率が変わってくるのかを、教えてくださいたいと思います。1人でもいっしょにすれば、定額で補助率が決まるということであれば、メリットということになるでしょうし、そうではなくて人数が少なければ、それに比べて少なくなるってということだと、ちょっとメリットが低くなってしまいうので、できるだけたくさん補助が出たほうが事業者としては助かるのだろうなと思った次第です。逆に、重度訪問介護事業者に対しての支援というところでもありますけれども、これはヘルパーさんを雇用する形式ですから、交通事故被害者以外の方にも派遣される可能性があるわけなのですが、これが被害者支援と

いうところに確実に使われるように留意するように、事業者にお伝えいただいた方が宜しいのかと思いました。

2点目ですけれども、千葉療護センターの機能強化の話ですが、建替えの予算ということで決まっているものでありますけれども、特に被害者ニーズへの対応を踏まえた設計というところで、被害者ニーズの調査をきちんとやっていくということが必要かなと思います。今わかった範囲ですと、在宅の方だけではなくて既に障害者施設等に入所されている方でも、例えば脳の機能評価であるとか、リハビリテーションの利用等々によって千葉をはじめとする療護センターに入所してそうしたリハビリテーション等を受けたいという希望もあるということも分っています。こうした形ですでに入所している方も含めた形で制度設計をしていただければ幸いです。

最後、ナスバによる知名度向上に向けた周知活動についてですけれども、講演会のご紹介いただいて、これもインパクトあるなと思いましたが、より草の根に近い情報網を使って取り組みの内容を知っていただくような、そういう地道な取り組みも必要ではないかと思っています。

以前、ナスバのある支所に訪問させていただいた時に、継続的に交通事故遺児の方、子供さんたちと、毎年一緒に楽しめるようなアウトドアイベントを行っているという話も聞きました。いざというときに相談できる相手がいるということは、お子さんにとってもとても安心になるのではないかと思います。交流会なども地元のボランティア活動など、ボランティア達と協力をして非常に良いものを行っていると聞いています。こうした交流会等、あるいはそうした継続的にを行っている支援に関してはプライバシーに充分配慮する必要はあるのですが、1つのエピソードとして知って頂く。市町村の広報誌などあり、いろんな情報を探すために皆さんご覧になるので、そういうところで自分の地域、地元にはこういう支障がある、ここに行くと支援が受けられるということで知っていただくきっかけになるのではないかと思います次第です。以上です。

藤田座長

どうもありがとうございます。3点ございましたけれども、各々ご返答お願いします。

事務局（出口参事官）

ありがとうございます。1点目ですが、まず事故被害者の方が1名でもおられれば支援の対象になります。これまでの支援ですと、先生ご指摘のとおり被害者の方の数に応じてというところはあるのですが、今回の人件費支援につきましては、被害者の方が利用者に1名でもおられれば定額が出るという仕組みになっております。ご指摘いただいた点につきましては、今まさに実際の執行にあたっての要綱等詰めている最中ですので、そういったところも含めて検討していければと思います。ありがとうございます。

2点目、千葉療護センターについてご意見頂戴しました。検討のときに、麦倉先生に座長もしていただき、本当にありがとうございます。検討会でもいろんなご意見頂戴しておりますし、療護センターができた時とは大きく求められるものが変わってきているということを踏まえて、被害者の方々のその要望、期待されるニーズにできるだけ答えられるような形での建替えにつなげられればと思っております。引き続きナスバでもしっかり検討して行くように国交省でもサポートして行きます。よろしくお願いいたします。

3点目のナスバの周知、ご意見ありがとうございます。ナスバで友の会と言う名前で、都道府県レベルで活動しております。ナスバの支所で様々な取り組みを行っております。そちらもご紹介

介いただきありがとうございます。それぞれの支所での取り組みに加えて、友の会で、書道、絵画や写真のコンテストを3年サイクルで開催しており、去年書道で、今年写真コンテストをやっております。全国から集まってきた作品を展示、表彰もさせていただいておりますが、そういったものももう少しPRしていければいいかと思えます。また、市町村の広報誌をうまく活用するというアイデアを頂戴しました。私も必要がある時には読んだりしていますので、そういったところも活用するというこも考えていければと思っております。ありがとうございました。

藤田座長

ありがとうございました。それでは山岡委員代理お願いいたします。

山岡委員代理

2つ意見があるのですが、1つ目は麦倉委員も言われていました千葉療護センターの話ですが、5年後に工事・開業ということですが、本当にこんなにゆっくりしていいのかなど。補正も入れられているということなのですが、私たちもいつ被害にあうかもしれませんし、どんどん医療が発達しているので、5年後に移行できるというよりも、もう少し早くするか。まあ、そのためにお金はまた違う時に繰戻ししてもらうというようなことも考えていただきたいと思えます。

あとは、先ほど金子委員も言っていた繰戻しの話ですが、今回、赤澤財務副大臣の方に行った時に、私たち財務省をちゃんと信頼していただきたい、ちゃんとした省庁なのでということをお願いしたので、これから交渉になると思いますが、特に今年は国としても他の人たちに還元すると言われてるので、まずは借金を返してくださいということでしっかり交渉していただきたいと思えます。それで交通事故被害者の方々に充実した対応ができるように努力していただきたいと思えます。いい時ばかりではないので、今年がダメだったらもうちょっと落ちたらもうダメだという話になったりもしますし、そういう部分も含めてしっかりお願いしたい。以上です。

藤田座長

2点ご要望がありましたので、各々についてご返答お願いします。

事務局（出口参事官）

ありがとうございます。千葉の療護センターについてまずご意見頂戴しました。確かに遅く見えてしまうというところもあるのかなと思えます。一方で今あるところで建替えする中で、患者さんが入所しておられる中での建替えとなりますので遅くならないように、ただ、今おられる方々ができるだけ不自由なことがないようにと考えて、しっかり進めていきたいと思っております。

2点目、繰戻しです。そういうお言葉が財務副大臣から出たということで、私どももしっかりと全額の着実な繰戻しに向け要求してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

藤田座長

ありがとうございました。それでは桑山委員お願いいたします。

桑山委員

家族会の桑山です。今日はよろしくお願ひします。今日は上京しようと思っただけなんですが、体調が優れなかったんで、申し訳なかったです。次回以降、対面で話していきたくと思ひます。

3つほどあります。

考える会の皆様なのですが、本当にどうも先日はありがとうございました。ちょっと体調悪かったものから、繰戻しの時にも参加できずにどうも申し訳なかったです。いい結果がでたそうで、本当に何よりだなと思っただけです。

2つ目なのですが、来年度の予算要求の4ページのところなのですが、先程、金子委員がおっしゃったこととも絡むのですけども、1ページのところで全体の安全対策が60億と出ているうち明らかになっているのが、4ページのところの13億と、ナスバの内数ということだけで、ナスバの内数とするとおそらく20億から30億のあたりかなと思ひます。そうすると半分ぐらいがよくわからないということになってしまっているような気がするので、そのあたりご説明いただけたらと思ひます。

3つ目ですが、これも来年度の予算要求の被害者支援体制等の整備事業っていうところになるのですが、国交省も苦勞されておられると思ひます。今ヘルパーがあまりおられない中でグループホームの建設とか、そういったことは非常に難しいと私もよく分かっているのですが、やっぱりそうは言っても、なかなかグループホームが増えていないという現実があり、その一方で、介護を始めて40年近い人もおられるということも千葉療護のアンケートの中からも出てきていましたので、本当に介護者亡き後の問題は非常に深刻な問題だと思っただけです。グループホームの制度が始まって、これで6年ぐらいになると思うのですが、なかなか増えていないというのが実情としてあるので、何かやっぱり違う施策といひますか、人件費を手厚くするような施策、今年々補助金が減っていくようなパターンですが、そのあたりもお考えいただけたらと、そんなことを思っただけです。以上、私から3点です。

藤田座長

どうもありがとうございました。もしご返答があればご説明いただければと思ひます。特に2番目はかなり大きい問題だと思ひますのでよろしくお願ひします。

事務局（出口参事官）

2点目と3点目について事務局からご説明させていただきます。

まず2点目です。4ページ目の「自動車事故発生防止事業のさらなる充実強化」の部分です。来年、資料を作る時に検討していきたくと思ひます。国の資料の予算関係の数字の出し方で、個別の事業費がついているものと、2つ目の自動車アセスメント事業が解りやすい事例だと思ひますが、ナスバは独立行政法人でして、そちらに運営費交付金と言う形で渡している中で事業を行っているものについては、ナスバの運営費交付金全体の内数となっています。額が決まっているものと内数のものが入り混じっておりまして、かえって分かりづらくなるかなと思っただけです。ただ、そうすると何がいくら入っているのかが全然わからない、透明性がという部分のご指摘のとおりだと思ひますので、次回以降、資料を作る際に工夫させていただきます。貴重なご指摘ありがとうございました。

3点目の介護者亡き後の対策という問題でございます。グループホーム、そもそもその事業としてどのぐらいの効果がでてきているのかということも私どもも、なかなか増えないというご指摘は従前から頂戴しているところでございます。どういう理由で増えないのか、他の形もというようなことも含め、実はナスバの「ほほえみ」などでも紹介されていましたが高崎のリーベハウゼに私も先日伺わせていただいております。グループホームという形をあえてとらない住まい、賃貸という形だと思うのですが、そういったことも含めて、色々皆様で工夫されておられるものも含めて、どういった形があり得るのか、どういった支援ができるのか、どういった支援が適切なのか、といったことを、できるだけ急いで検討を進めてまいりたいと思います。引き続きこういう事例があるということも含めてご紹介いただけますとありがたく存じます。私どもも、視野を広げてと思っておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

藤田座長

よろしいでしょうか？

桑山委員

非常に人手不足と言いますか、ヘルパーが今いない中なので、すごく難しい課題だと思います。これは、交通事故被害者のことだけではなくて日本全体で介護する人がいなくなってしまうということが現在起こっているのです、国交省だけで解決できる問題ではないかもしれませんが、幸いにもこう国交省の場合には、財源があるものですから、なんとか困っている交通事故被害者の方々に支援の手が届けばいいなと思っております。また、さまざまなアイデアだとか、そういったものを私からも情報提供させていただきますので、その節はよろしく願いします。以上です。

藤田座長

それでは古笛委員お願いいたします。

古笛委員

広報活動についていろいろご意見が出たところですが、お話をさせていただけたらと思います。やはり自動車ユーザー、ドライバーや、事業者の方だけではなくて、広く社会にこの被害者支援事業というものが理解されなければなかなか進まないと思うので、広報活動がすごく大変だと思っています。国交省ができるところから片っ端からやられているという風にお伺いして、本当に大変だろうなと思っているので、先ほど小沢さんから私たちを使ってほしいというような話もあったところですが、本当にこの場にいる私たちとか、関係各所に声をかけていただいて、費用を掛けなくてもできるようなところから、どんどんするよという風に、みんなが1人ずつ心掛けることができたらと思っています。

私自身、何ができるかということ考えた時に、法科大学院で授業を担当させていただいていますが、そこで自賠責保険制度とかナスバのお話をさせていただいているので、来週の授業ではナスバの動画を流そうかなと思っています。交通安全教育に関して小さい子供から大人まで交通安全教育が色々な場所でされているので、その時にふさわしい自賠責保険の話ですとか自賠責制度だとか、小学生だと自賠責保険とか難しいけれども、保護者の方もいらっしゃると思いますので子供

達にはナスバちゃんということで印象を持っていただいて、保護者の方には自賠責保険でそういう制度があるということを知っていただくようにと色々なところに声かけていただけたらと思っています。

藤田座長

どうもありがとうございました。事務局から何かございますか？

事務局（出口参事官）

貴重なご意見ありがとうございます。また、法科大学院での講義でご紹介いただけたのことも本当にありがとうございます。いろいろなところで広報ということで、子供も含めてというご意見を頂戴しました。私も子供の小学校で、近くの警察官が来られて交通安全教育とかよく土曜の公開授業でやっているものですから、そこでなんとか入れられないかなとちょっと考えておりました。どのようにすればうまく回っていくのかというところでは、ちょっと時間はかかるかなと思いますが、頂戴したご意見も踏まえ、視野を広くして、効果的にどうやっていけるのかということは考えて行ければと思いますので、また、お気づきの点等ありましたら是非ご意見頂戴できればと思います。大学院での講義もぜひよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

藤田座長

続きまして、竹川委員、お願いします。

竹川委員

国債の償還 60 年というルールがありそれを超えてしまうのは変な感じがしますが、いつまでに返すかっていうのは、本当は最低限決められてというのがひとつですね。あともうひとつ、これはどういう影響があったのかを聞いたかったのですが、ビッグモーターの水増し請求とかがあって、損保業界、損保会社、実はもうちょっとあったみたいな話もあるので、自賠責への不信感みたいなのがあるとちょっとよろしくないというのもありまして。本体の審議会も含めて、そういう話って何かされているか、あるいは国交省としてはその辺どのように見てらっしゃるのか、ちょっと教えてもらえればと思います。

藤田座長

2点ございますけどお願いします。

事務局（出口参事官）

1点目、私どもも早く全額を返してくださいと、財務省に常々申し入れしているという状況です。考える会の方でも、11月30日に財務省の方に行っていただいて、ロードマップを作ってほしいというご要望をしていただいたと伺っておりまして、副大臣の方からお言葉があったという事ですので、私どもとしてもしっかりと全額の着実な繰戻しに向けて要求していきたいと思っております。

2点目、ビッグモーターでございます。影響という言い方をしているのかどうかというところですが、自賠責保険は強制保険だということは皆さんご存知なのですが、相手方がケガをし、亡

くなられた場合しかカバーされず、ビッグモーターの話は物損なので任意保険の話でしかないのですが、その認識をお持ちでない方が結構おられたという印象です。ご説明すると、そうなんですと分かってはいただいたのですが、意外に強制保険ということだけしか知られてないのだということを感じいたしましたので、しっかりと自賠責制度についても広報していかなければいけないなと思ったところです。

事務局（住友審議官）

自賠責そのものは、強制保険でしかもしっかりした形で、料率も決められて行われております。ただ、使われ方という意味で、今まさにその保険代理店としてのビッグモーターのいわゆる商売の仕方の問題、もう1つはその他の任意保険とのセット的な部分、そういう実際の保険のあり方、販売のあり方はどうだったのかということについては、金融庁がまさにビッグモーターに対して処分を11月30日に出しましたけど、さらに保険会社に対しての色々な調査も行われていると聞いていますので、その中でしっかり是正してもらおうということが1つ大きなポイントなのかな、自賠責制度そのものが何か傷を負っているという感じではないと思っています。

藤田座長

自賠責を扱う保険業者の代理店に問題があるといわれることから、自賠責制度までどこか胡散臭く思われるリスクがないとは言えないという話なのでしょうが、さりとて自賠責制度として何か手を打てる話でもないというのがなかなか難しいところではありますね。

事務局（住友審議官）

出口も今お話ししましたが、たしかに物損といわゆる強制保険の範囲はあまり意識しないでイメージされる場合が多いので、やっぱり我々としても愚直にですけど、これは広報等につながっていくのですが、重要性とかどういったところがカバーされるのか、これからも周知していく必要があると、今回我々も思ったところがございます。

藤田座長

ありがとうございました。古謝委員、お願いします。

古謝委員

高次脳機能障害友の会の古謝です。今日は皆さんのいろんなご意見のお話をお聞きしました。先ほどの相談支援事業の中で、うちの高次脳機能障害友の会の団体も、北海道と岩手と東京で参加させていただいています。先日、北海道と岩手の方に、どうですか、と聞いたら、すごく助かっていますという声がありました。当事者の人たちも参加して相談支援を行っているそうです。その点ですごく助かっていると。良い取り組みをしていただいたというお返事を頂戴しました。友の会として御礼を申し上げます。

先ほど小沢さんから言われた相談支援に使用している050番号、これ私個人的にも、050でかかってきた電話は一切取らないです。これは何か良い方法がないか考えていただくと良いかと思います。やっぱり交通事故の被害者は犯罪被害者になるということを再度認識しました。皆さんに色々お伝えすることに対して、私たちの会に参加している団体を使っただきたいなと思

ます。私事で申し訳ないのですが、先日、NHKの取材がありまして、息子が全体で48時間ぐらい取材を受けて、NHKに15分ほど放送していただきました。それを見られた方たちに、交通事故でこのようになったってことをすごくわかっていただけました。最後の方になって、息子は事故に遭うと大変だからヘルメットを着けてください、というようなコメントも出しています。後にいただいた意見で、やはりヘルメットって大事だな、すぐ買いますよってという意見もあったし、ヘルメット買いましたと連絡いただいた方もいます。ですから、メディアを通じて私たち、被害者団体の情報を流していただけると、ありがたいなと思います。先日、新聞記者の方とお話した時に、高次脳機能障害ということでお話したのですが、療護センターをご存知なかったのです。その新聞記者の方がご存じなかったのがすごく残念でした。初めて聞きましたってことを言われ、たまたまその方が若かったので被害者、自動車事故被害者っていうことをご存知なかったのかなと思いますが、やはりメディアの方もご存知ないってのがすごく残念に感じました。だから広報というのはすごく大事だなと改めて思いました。だから、私たちも色々なところで、国交省の取り組みということ伝えていきたいと改めて思った次第です。以上です。

藤田座長

ありがとうございました。事務局からございますでしょうか。

事務局（出口参事官）

ありがとうございます。相談支援への支援が助かるという言葉、本当にありがとうございます。担当にも申し伝えようと思います。その上で050問題は、部内で検討させていただければと思います。どういう対応方法があるのか、引き続き使うにしても公的なお墨付きをどうやって出すのか、そういった所は、工夫して行きたいと思います。ありがとうございます。

2点目は、NHKの放送を送っていただいて、私ども事務局でも拝見しました。ありがとうございます。そういう反響があったというお話を伺いまして、改めて、先ほど小沢さんのご指摘にもありましたし、色々な形で、被害者の方々にメディアやメッセージボードという形、色んな形で工夫していければと思います。やはりその記者さんもお存知なかったというお話を伺って、まだまだ足りてないということを改めて痛感いたしております。引き続き頑張っていきたいと思いますので、またご相談させていただくこともあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

藤田座長

古謝委員、よろしいでしょうか？

古謝委員

はい。

藤田座長

発言を求められている方は以上でよろしかったでしょうか。徳政委員お願いいたします。

徳政委員

先般、ニュースで、国土交通省の研修で10年間、ある資料が使われていたという問題がありました。数か月前にもこの情報をリークされていて、私もその情報を見てうーんと思ったのですが、要するに障害者、あるいは高齢者に対するマニュアルなのでしょうが、非常に誤りのある表現がされている。子供のように接すればいいというような。もちろん、その障害によってたしかにそういったやり方というのはあると思います。知的障害の方にこういう話し方をしても聞き取れないから、ゆっくり話さなきゃいけない。あるいは難聴の人には大きな声でゆっくり話しをしなければいけないというのはあると思います。これはいわゆる合理的配慮の問題です。しかしながら、今回出ているのは子供のように扱えとか、この障害にはこういう特性があるから注意しろというような資料が出ていた。これは逆に差別的な問題になっていくわけです。私、今日国土交通省に来て、これだけの大きな建物で、あれだけの職員がいるわけですから、全員が全員、この資料を使って研修したかどうか分からないと思いますが、やはりこれが表に出てしまった以上、この場でコメント頂戴できればと思います。

事務局（出口参事官）

正直申しまして、私も報道で見て初めてこのような研修をやっていたというのを知って仰天したというのが実情でございます。研修を行っております担当部局から正式なコメントが当然出ていると思いますが、基本的には徳政委員がおっしゃる通り、合理的な配慮ではない明らかな差別、こういったものが、公務員の研修資料に使われていたというのはあってはならない事ですし、うちの職員が研修を受けていたという話は、私は聞いておりませんが、そういった、合理的な配慮とそうでないもの、それは当然区別しつつ、特性に合わせて、必要であれば合理的な配慮を行うことが当り前のことだと思います。今日この場で徳政委員にご指摘頂戴しましたので室に戻りましたら、改めて室の中でもしっかりとそういった認識を持つようにと伝えたいと思います。ありがとうございます。

徳政委員

今日ここに初めて車椅子で来させていただきました。基本的に私がここまで上がってくるのに何ら問題はありませぬし、職員の方々にもご案内をしていただきました。だから参事官室の方々には、こういう研修があった時には、逆に意見を言ってほしいぐらいです。これはもうあまりにも失礼すぎる内容です。世の中ってこういうものが非常に多くて、合理的な配慮っていうものが難しいから別に勉強しなきゃいいやと言う方もいらっしゃいます。実際に、例えばタクシー業界で講演する時に、合理的配慮ってそもそも何って聞かれること多いのです。合理的な配慮ってひとつひとつ並べると、千にも万にも十万にもなるわけですね。そうじゃなくて、人を思いやる心がすべての始まりなので、これが無くなるともう福祉の精神は無くなります。どうしても福祉は障害者のものであることや、高齢者のものという意味合いで皆さん取られますが、これは全国民が幸せに生きる権利ですよ。なので、皆さんに関係する問題だし、いつ事故に会うかもわからない、あるいはいつ命を落とすかもしれない。そのときに誰に寄り添うのかということです。だから私、「寄り添うナスバ」という言葉は大好きでした。でも最近使われないから、もっと使ってほしいと思います。やはり寄り添うところがなければ、相談支援もできないです。050は実際にはアプリの電話の履歴を調べることや、どれぐらいの時間話しているかっていうのを、裏をとるための050かと思うのです。ただ050があまりにも世の中でいやらしい番号になっているの

で、だからそこをさっき言われた国土交通省のお墨付きではないですが、変な話、額縁に国土交通省の文字があって、相談事業所みたいなものがあるぐらいの方が、人は安心します。やっぱり話を聞いてほしい、先ほど小沢委員が言いましたけど、本当に話だけしたい人もたくさんいます。私は総理大臣になりたいという話を2時間聞くというのは当たり前です。でもそれは、例えば高次脳機能障害の人だったかもしれません。あるいはうつ病の人だったかもしれない。うつ病ですか？とか聞いたって、向こうだってそれに気がついてない場合もある。自分が何の病気なのか、何の障害なのかわからない。名前も言わずにずっと話をしている、体気を付けてくださいねって最後に言った時に安心して電話を切られる。それを作るのが私たちの役目なのです。その中で先ほど小沢委員が言われた士業の人たちとつながる中で、初めてそこが、点が線に繋がるっていうところになって、初めてそこで政治的、あるいは公的な動きができるという、そして支援に繋がるという形なので、そこに繋げたいっていうのがあります。やはりこの差別の問題と、この被害者の支援の問題というのは、合理的配慮というところで、イコールで繋がってくる問題なので、我々としてもここだけはしっかり気持ちの中に持っておいてほしいと思うし、自分たちもそう思いますので、よろしくお願いします。

藤田座長

ありがとうございました。よろしいですか。

事務局（出口参事官）

はい、今いただいたお話は、室内はもちろんですけど、ナスバにもしっかりと伝えて、引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤田座長

はい。どうもありがとうございました。金子委員、どうぞ。

金子委員

2つありまして、これ、今年の1月の自賠審の時に申し上げたのですが、自賠責保険証のペーパーレス化ですね。これについて、その時にも申し上げましたが、効率化や、費用面でも効果があると思いますので、電動キックボードももうスマホでやれるようになった時代ですので、業界の方でも検討しているかもしれませんが、国交省でもご検討を進めていただければと思います。

もう1点は、自動運転がこれからさらに進んでいった時に、その原因究明に関する効果検証は非常に精度を求められると思います。平成30年に自動運転に係る制度整備大綱が出され、検討して行くということになっていたと思いますので、ぜひ、求償権の行使の仕組みの検討の方も進めていただければなと思っています。

藤田座長

2点要望があった点は、いずれもきちんと検討していただく必要があるものだと思いますが、事務局から何かございますか。

事務局（出口参事官）

自賠証のペーパーレス化は、今、損保協会が進めていただいていると聞いています。自賠証そのものは損保会社が出されるもので、損保会社のシステムの中で制度設計していただくことが必要になって参りますので、その上で私どもの制度の中で、車検の時のチェックをどうするのか含めて、随時、損保協会あるいは車検担当部局と、意見交換などしながら進めている最中でございますので、引き続きよろしく願いいたします。

自動運転については、平成30年にレベル4までは自賠責の話では運行供用者責任ということとで一定の整理が出ていると思います。おっしゃった話が、実際の求償の話ということだと、損保会社とメーカーで実際の細かいすり合わせなどが進んでいると聞いておりますが、そちらの動き、全体の動きなども含めて見つつ、こちらでもまた議論の必要があれば、関係の皆様にご協力いただきながら検討してまいりたいと思います。以上です。

金子委員

責任の所在が明確じゃないと結局自賠払ったきりで回収しきれなくて、保険料率が上がるということになりかねないので、広く関係先と話を聞いていただいて検討をお願いします。

藤田座長

どうもありがとうございました。様々な意見ございましたけれども、事務局におかれましては、事業の必要な検討、調整をお願いできればと思います。本日の主な議題は以上ですべて終了いたしました。よろしいでしょうか？それでは事務局に進行をお返しいたします。

事務局（新谷課長補佐）

藤田座長、委員の皆様方、長時間にわたりありがとうございました。本日頂戴したご意見も踏まえまして、各事業に必要な検討、調整に務めてまいります。本日の議事につきましては委員の皆様にご確認いただいた後に、国土交通省のホームページに掲載いたしますので、予めご了承いただければと思います。また、今後の本検討会の開催につきましては、改めて事務局からご連絡をさせていただきます。引き続き皆様よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第3回被害者保護増進等事業に関する検討会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

— 以上 —